

	質問	回答																																
1	募集要項に応募者の資格要件について記載がございますが、当社は（１）のみ実績がないため、（１）の実績がある会社と共同企業体にてコンソーシアムでの入札は可能でしょうか。 （１）の実績のある会社は（５）のみ資格はございませんが、当社は（１）のみ資格がなく、それを両社で補うためにコンソーシアムでの入札を検討しています。 （応募者の資格要件） 第8条プロポーザルへの応募者の資格要件は、次の各号のいずれも満たすこととする。 （１）当該業務の募集開始日から起算して過去5年以内に国及び地方自治体からのデジタル商品券に関する業務の受託（契約締結事業）の実績があること。 （２）宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。 （３）特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと。 （４）暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。 （５）令和7年10月1日時点での市の有資格業者名簿（委託）に掲載があること。	共同企業体として、コンソーシアムを組んで応募いただくことは可能です。ただし、その場合、単に応募要件を満たすために構成事業者の参画を図るのではなく、委託事業の実行に際し、市との連絡窓口を代表事業者(申請者)に一本化し、かつ、代表事業者は構成事業者に対して指揮命令に近い合意形成を図れる体制を組み、速やかな業務執行を図っていただく必要があります。 なお、代表事業者は、募集要項「第8条(1)から(5)」の要件を満たすことが必要です。なお、第8条(1)の実績は、過去に代表事業者として参画していた実績であれば含むことができます。 代表事業者を除く構成事業者は、募集要項「第8条(1)及び(5)」の要件を有していることは任意ですが、「(2)から(4)」の要件を満たすことが必要です。※下表参照。 <table><tr><th colspan="4">共同企業体 コンソーシアムの場合</th></tr><tr><th>募集要項</th><th>代表事業者</th><th colspan="2">構成事業者</th></tr><tr><th>第8条</th><th>必須</th><th>必須</th><th>任意</th></tr><tr><td>(1)</td><td>○</td><td>－</td><td>○</td></tr><tr><td>(2)</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td></tr><tr><td>(3)</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td></tr><tr><td>(4)</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td></tr><tr><td>(5)</td><td>○</td><td>－</td><td>○</td></tr></table>	共同企業体 コンソーシアムの場合				募集要項	代表事業者	構成事業者		第8条	必須	必須	任意	(1)	○	－	○	(2)	○	○	－	(3)	○	○	－	(4)	○	○	－	(5)	○	－	○
共同企業体 コンソーシアムの場合																																		
募集要項	代表事業者	構成事業者																																
第8条	必須	必須	任意																															
(1)	○	－	○																															
(2)	○	○	－																															
(3)	○	○	－																															
(4)	○	○	－																															
(5)	○	－	○																															
2	「大型店との区分は売場面積1,000㎡を境とするなど提案によるものとする。」とあるが、流山市として売場面積以外で考慮してほしい点や避けたい定義基準（例：業種、チェーン展開の有無、店舗数など）をご教示いただきたい。	仕様書「4事業の概要(1)商品券の種類」において、共通券と専用券を設ける意図としては、本事業を市内在住者の消費の下支えとして実施する中で、地元個店をはじめとし様々な市内店舗で商品券を使用いただきたいと考えています。 よって、商品券を使用できる大型店以外の店舗数が極端に少ない基準を設けることなど、共通券、専用券のバランスが取れない提案は避けてください。																																
3	11月上旬想定契約後から購入申込開始、利用期間など全体的に非常にタイトなスケジュールになることを想定していますが、受託後の協議の上、事業スケジュールを変更する可能性がありますでしょうか。 受託後、流山市様と購入申込者や加盟店の審査基準、システム要件など確認・調整しながら進めることになるとは思いますが、流山市様でご調整・ご判断いただく内容についても、受託者が希望するスケジュール感でご対応いただく必要が出てくると想定しており、事業スケジュールにおいて懸念がある次第でございます。	仕様書「4事業の概要(2)スケジュール」によりご提案ください。ただし、一部の業務について当該スケジュールでは履行が難しいなどの場合は、募集要項「第11条応募申込(2)提案書」において明記してください。なお、記載の内容は募集要項「第14条審査方法」に掲げる審査会において必ず説明してください。																																
4	「既存のキャッシュレス決済サービス」と記載があるが、具体的にどのようなサービスであるか。選定にあたって満たすべき技術・運用上の最低限の要件などをご教示いただきたい。	「既存の」というのは、募集要項「第8条応募者の資格要件(1)」の実績があるもので、応募時点で運用可能なデジタル商品券システムを指します。（更新・改変等により名称やシステムの内容に変更が生じたものも含む。） 満たすべき要件については、仕様書「5委託業務内容(2)デジタル商品券システム構築・運営業務」のとおりです。																																

5	クレジットカード未保有者も購入・利用できることは必須となる認識でよいか。 クレジットカード未保有者は現金支払いが必要となる想定をしております。	お見込のとおりです。現金払いや口座振り込み等の方法をご提案ください。
6	スマートフォンを持たない利用者への配慮、代案が必須という認識でよろしいでしょうか。	モバイル端末(スマートフォン等)を活用したデジタル商品券の発行・決済を前提とし、その操作に不慣れな方や不安、苦手意識を持つ方への配慮を指します。
7	「既存のキャッシュレス決済サービスの専用アプリ等で購入申込みを受け付ける。」とあるがデジタルが苦手な方やスマートフォンを持たない利用者への配慮も必要になるかと思うが、スマートフォンを保有していない方の購入方法、利用方法はどのように想定しているか。	デジタル商品券となりますので、モバイル端末(スマートフォン等)を保有している方を想定しています。ただし、モバイル端末(スマートフォン等)を保有していない方の購入、利用ができるような仕組みがある場合はご提案いただくようお願いします。
8	説明会の場所の手配は流山市で手配いただける想定でよいか。 また、申込期間前の説明会も想定されているが、説明会の周知は流山市様で行う想定であるか。 想定されている説明会の周知方法をご教示いただきたい。	仕様書「5 委託業務内容（2）デジタル商品券システム構築・運営業務イ購入申込み(ア)」に記載のある説明会の場所は市で確保しています(日程変更したい場合は相談可)。また、同説明会は、市広報及び市HPへの掲載による周知を予定しています。 受託者においては、申込期間前の説明会の周知として、仕様書「5 委託業務内容（4）ウェブページ開設・運営業務（9）広報業務」を実施してください。これ以外に、受託者が独自に説明会を開催する場合及び周知を行う場合はご提案ください。
9	市内在住者限定とするため、「運転免許証、マイナンバーカード等から申込者の居住地を確認」、「専用アプリ又はブラウザ内で審査を行う」とあるが、具体的な審査のフロー（公的個人認証の利用可否、画像アップロードによる目視確認など）や対象とする身分証明書の種類はどのように想定しているか。 申込者から運転免許証のコピーなどを郵送で送付いただく方法も想定しているのか。	オンライン上で本人確認を完結させる仕組み等を想定しています。市内在住確認の例として、①購入申し込みまでに顔写真と運転免許証やマイナンバーカード等をアップロードする。②事務局が確認承認する。③購入申し込み手続きに移る。などが想定されます。 対象とする身分証明書の種類は運転免許証やマイナンバーカード等を想定しています。 市内在住確認が取れるのであれば、本人確認書類を郵送で取得する方法も可能ですので、ご提案内容に含めてください。
10	よくある質問で市内在住確認は往復はがきの手法も可能とあるが、往復はがきではなく当選者のみに当選ハガキを送付することで、市内在住確認とする方法も可能の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、当選者のみにハガキを送付する場合には、購入申込者にその旨が事前に伝わるよう十分に配慮してください。
11	「専用アプリ等でデジタル商品券を販売する。」とあるが専用アプリ以外での販売方法はどのように想定していますでしょうか。 デジタルが苦手な方やスマートフォンを持たない利用者への配慮も必要であると認識しています。	例としては、専用ウェブページでの販売を想定しています。 モバイル端末(スマートフォン等)を活用したデジタル商品券の発行・決済を前提とします。
12	ATMでの支払いとは具体的にどのような仕組みとなるか。ご教示いただきたい。 クレジットカード未保有者を含めて幅広く利用できることとあるため、現金での支払い方法も必須となる認識でよいか。 必須となる支払い方法があればご教示いただきたい。	A T Mでアプリに残高をチャージする方法や、A T Mで指定口座に振り込む方法を想定しています。 現金での支払いを必須とはしていません。 デジタル商品券代金の支払いは、クレジットカード払い、ATMでの支払い等複数の方法を設定することを必須としています。

13	(コールセンターの)土日祝や年末年始の稼働や受付時間についてはどのような想定になるかご教示いただきたい。	デジタル商品券の購入検討者や利用者、参加店舗の利便に資するものであることを前提として、応募者において分析し、土日祝や年末年始の稼働及び受付時間(開設時間)をご提案ください。なお、期間中で時間を変えるなど、独自の提案をいただくことも可能です。
14	過去に流山市様でプレミアム付き商品券事業やキャッシュレスポイント還元事業など類似の事業を実施しているかと思うが、過去の事業においての月の入電数などご参考までにご教示いただきたい	令和元年度に実施したプレミアム付き商品券事業(※デジタル商品券ではない。)におけるひと月あたりの入電数は平均250件程度でした。 本市においてキャッシュレスポイント還元事業はこれまでに実施していません。
15	「契約締結後、速やかにデジタル商品券公式ウェブページを開設」とあるが、目安としていつまでに開設が必要か。 また、最低いつまでに開設する必要があるなど条件があればご教示いただきたい。	11月中旬までには開設をお願いします。ただし、URLの確定については、11月10日までをお願いします。(※市HPや広報掲載との整合を図るため。)
16	キャッシュレス決済サービス加盟店舗とは具体的にどのような店舗を指しますでしょうか。	本事業にあたり、応募者が提案するキャッシュレス決済サービスを利用する市内店舗を指します。
17	(利用店舗の)募集を開始する時期はいつ頃を想定していますでしょうか。	契約後、準備が整い次第、速やかに募集をお願いします。
18	利用店舗を募集するにあたり、市内で対象となり得る店舗リストや過去プレミアム商品券事業に参画した店舗一覧などリストをいただくことは可能でしょうか。	令和元年度に実施したプレミアム付き商品券事業(※デジタル商品券ではない。)における店舗リストの提供はできません。
19	利用店舗になるために参加要件を満たしているかの確認は必要になるが、利用店舗を登録する際の最終判断は流山市様で判断することになりますでしょうか。 事務局で精査した参加要件を満たしている店舗リストを流山市様へ提出し、流山市様で参加可否を判断いただくフローを想定していますでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	利用店舗等に配慮した決済手数料(率)とは、ご参考までに市の想定としてどの程度の目安になるかや最低基準をご教示いただきたい。	応募者の提案によるものとなることからお答えできません。
21	市が求める換金サイクルはどのようなサイクルであるかや月1回の換金など最低クリアする条件があれば教えてい	応募者のご提案によるものとなります。 換金サイクルの長短は、大きく店舗の参加を左右することから、より多くの参加店が見込めることに配慮した短期間での換金スケジュールを期待します。
22	利用者と利用店舗に対してアンケート調査を実施とあるが、アンケート調査を行う時期はいつ頃を想定しているか。	商品券利用開始から利用期間終了後1週間程度をアンケート実施期間として想定しています。また、アンケートの実施方法、回収数を増やすための取り組みなどをご提案ください。

23	(事業報告書の)提出期限が令和8年3月31日とあるが、利用期間が3月中旬までとなり、利用者・利用店舗に対してアンケートを実施することや3月分の加盟店への精算業務を考慮すると、3月31日までに全てのデータが揃わないことも考えられるが、協議の上、提出期日を調整する余地はありますでしょうか。	仕様書「7成果物」における提出期限は厳守とします。ただし、仕様書「4事業の概要(2)スケジュール」の利用期間である3月中旬の具体的な日にちは提案に応じます。
24	募集要項第9条(3)について、該当する場合を詳細に記載願います。	本公募においては1事業者1申請となることを指しています。単独で申請した者が、これとは別に共同企業体として名を連ねて申請することはできません。また、複数の共同企業体に名を連ねて申請することもできません。 申請者からの業務委託を受けるような形でも、実質は事業の主要な部分を担い構成事業者とみなされるような場合も同じです。